

文化学園大学・文化学園大学短期大学部

学生支援緊急給付金給付事業

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』に関する2次募集要項

1. 事業の概要

一般の新型コロナウイルス感染症拡大防止による影響で、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により大学等における修学の継続が困難となっている学生等が修学をあきらめることがないよう、日本政府が現金を支給する事業です。

2. 支給額

- ① 住民税非課税世帯の学生等：20万円
- ② ①以外の世帯の学生等：10万円

3. 支給対象者

文化学園大学・文化学園大学短期大学部に在籍している学生であり、原則として、家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件（基準）を満たす者。

4. 支給対象者の要件(基準)

■ 1以下の①～⑥を満たす者(留学生等については、①～⑤及び⑦を満たす者)

- ① 家庭から多額の仕送りを受けていないこと
 - * 家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上(授業料含む)を目安とする。
- ② 原則として自宅外で生活をしていること。ただし、自宅生についても、経済的に家庭から自立し、家庭から学費等の援助を受けていない学生は対象とする。
 - * 自宅外で生活しているとは、学生等が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいう。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類(アパート等の賃貸借契約書のコピー等)の提出が必要である。
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
 - * 1年生は2020年度のアルバイトでの収入予定額、2年生以上は2019年度のアルバイト収入額を記載する必要である。
- ④ 家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む)が大幅に減少(前月比50%以上減少)していること
 - * あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなす。
 - * 2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となる。
- ⑥ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと
 - 1) 高等教育の修学支援新制度(以下、新制度)の第I区分の受給者
 - 2) 新制度の第II区分又は第III区分の受給者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者もしくは今後利用を予定している者

- 3) 新制度に申し込みをしている者もしくは利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者もしくは今後利用を予定している者
- 4) 新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者もしくは今後利用を予定している者
- 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者
- ⑦ 留学生等については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすこと（「外国人留学生学習奨励費」等と同様）
 - 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が 2.30(GPA3.07)以上
 - 2) 1 か月の出席率が 8 割以上であること
 - 3) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること（入学料・授業料等は含まない）
 - 4) 在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること

■ 2. 上記 1. を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者

5. 申請期間と申請書類の提出先

2020年7月6日(月)～16日(木)16:00 必着 *必ずレターパックライトで学生課へ送付

【送付先】

宛 先： 〒151-8523 東京都渋谷区代々木3-22-1
文化学園大学 学生部学生課「学生支援緊急給付金」担当 宛

電 話： 03-3299-2315

差出人： 学生自身の住所・氏名・電話番号

品 名： 学生支援緊急給付金申込書類

6. 申請書類

必要書類	概要
1. 「学生支援緊急給付金申請書」様式1	①大学ホームページよりダウンロードし、記入漏れのないよう、楷書で丁寧に記入してください（消えるペンは不可）。 ②振込先情報は間違いのないよう、正しく記入してください。 ③利用できない銀行は、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他の一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行） ④必ず、本人名義の普通預金（通常預金）の口座を記入してください。
2. 「誓約書」様式2 *申告内容に虚偽の記載があったときは、支給した給付金を返還していただくことがある。	申請者（学生）本人が受ける給付金の支給要件等を確認するための書類（消えるペンは不可）。

3.	要件	必要書類
支給要件を満たすことを証明する書類	① 家庭から多額の仕送りが無い	誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 *1年生は仕送り予定額、2年生以上は2019年度の仕送り額を記載
	② 原則として自宅外で生活をしている *自宅生については、家族から学費等の援助を受けておらず。自ら学費等を賄っている場合は、申請書様式の「3. 申し送り事項」に詳細を記入	・アパート等の賃貸契約書の写し ・直近の家賃の支払い根拠書類 ・本人が世帯主である住民票の写し（等）
	③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高い	誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 *1年生はアルバイト収入予定額、2年生以上は2019年度のアルバイト収入額を記載
	④ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない	新型コロナウイルス感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等（提出可能な場合）または申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入
	⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が大幅に減少（前月比50%以上減少）している	アルバイト先からの給与明細または振込口座の預貯金通帳の写し等（2020年1月以降の2ヵ月分で減少が分かるもの）
	⑥ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと 1) 高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第I区分の受給者 2) 新制度の第II区分又は第III区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者もしくは今後利用を予定している者 3) 新制度に申し込みをしている者もしくは利用を予定している者であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者もしくは今後利用を予定している者 4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者もしくは今後利用を予定している者 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者	<u>以下に係る認定書の写し</u> ・住民税非課税証明書(2019年) ・給付奨学金（奨学生証） ・第一種奨学金（奨学生証） ・民間等による支援制度 *申請時点において、給付奨学金・貸与奨学金のいずれも活用していない場合は、本給付金の申込時に原則1ヵ月以内に申請する旨を確認します。

3 支 給 要 件 を 満 た す こ と を 証 明 す る 書 類	⑦留学生等については、 <u>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすこと</u> （「外国人留学生学習奨励費」等と同様） 1)学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が 2.30(GPA3.07)以上 2)1 か月の出席率が 8 割以上であること 3)仕送りが平均月額 90,000 円以下であること（入学科・授業料等は含まない） 4)在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること	① キャンパスプランの「成績状況参照」より 2019 年度単位取得状況 GPA の分かる書類 ② 各自の 5 月 11 日(月)～6 月 30 日までの履修した授業の出欠席報告「留学生出席状況報告」の提出 ③ 仕送り額が確認できる振込口座の預貯金通帳の写し等 ③ 在日している扶養者の年収が 500 万円未満証明書 (2019 年源泉徴収票や 2019 年の課税証明書)
--	--	--

7. 支給方法

申請者である学生本人名義の口座に日本学生支援機構より振り込みます。

本人名義の口座が無い学生は、給付金の申込みまでに利用できる口座を開設しておいてください。

【給付金の支給日】

申請後、大学での選考を経て、日本学生支援機構の推薦作業が終わり次第、日本学生支援機構から振込みができるよう手続きを行います。

*支給の決定については、特に通知いたしません。口座への振込みをもって、支給決定の通知となりますことを予めご了承ください。

8. その他

提出された申請書類や証明書等は、「学生支援緊急給付金」の申請のために使用されますので、採用結果の可否にかかわらず、返却いたしません。

また、提出された申請書類について申告内容に虚偽の記載や証明書の不正があった場合は、支給した給付金を返還していただくことがあります。

問い合わせ先： 文化学園大学 学生部学生課 電話：03-3299-2315